

不服申立て事案答申第 117 号の概要について

1 件名

本人との面談記録の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

異議申立人が平成 27 年 4 月 14 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「多文化共生推進室に対する開示請求本人との面談記録 H26 年度 H27 年度」（以下、「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県知事が同月 28 日付けで、本件請求対象保有個人情報は存在しないとして不開示決定をしたところ、異議申立人は、開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得しているとの理由で不開示決定の取消しを求める異議申立てを行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

実施機関は、次の理由により本件請求対象保有個人情報を作成又は取得しておらず不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室（以下「多文化共生推進室」という。）が管理している文書のうち、異議申立人である開示請求者との面談の情報が記載された文書であると解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

行政文書及び自己情報の開示請求（以下「行政文書等の開示請求」という。）に係る事務手続は、愛知県情報公開事務取扱要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）及び愛知県個人情報保護事務取扱要領（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 広報第 1021 号県民生活部長通知）（以下「事務取扱要領等」という。）で定められている。

事務取扱要領等には、行政文書等の開示請求がなされた場合、開示請求書に形式上の不備があるときは開示請求者に補正を求めるほか、開示請求に係る行政文書等の内容の検討を行い、開示決定等をするものとされているが、開示請求者との面談内容を記録することについての定めはない。

実際に、多文化共生推進室宛てに開示請求がなされ、職員が開示請求者と面談した場合、必要に応じて上司に口頭で報告することはあるが、開示請求者との面談記録を作成することはない。

念のため、多文化共生推進室において、本件請求対象保有個人情報を探索したが、存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得しておらず、開示請求に係る保有個人情報を管理していないことから、不開示（不存在）決定とした。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

実施機関は、本件請求対象保有個人情報について、前記3(1)のとおり解したと説明する。

本件請求対象保有個人情報の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審議会において当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

よって、当審議会においては、本件請求対象保有個人情報の特定についての実施機関の解釈には誤りがないものとして、以下検討する。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

実施機関によると、多文化共生推進室宛てに開示請求がなされ、職員が開示請求者と面談した場合、必要に応じて上司に口頭で報告することはあるが、開示請求者との面談記録を作成することはないとのことである。

当審議会において、事務取扱要領等を見分したところ、実施機関が説明するとおり、開示請求があった場合の対応として開示請求者との面談内容を記録することについての定めはないことから、多文化共生推進室が異議申立人との面談記録を作成していないという実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

また、当審議会において実施機関に確認したところ、多文化共生推進室は、本県において外国人と日本人と一緒にトラブルなく生活していけるために外国人に対するサポート事業と日本人に対する啓発事業を行っているが、異議申立人とは、開示請求に関して面談したものであり、それ以外に先に述べたような多文化共生推進事業に関する相談や問合せ等での面談はなかったとのことである。

以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、他にその存在が推認される事情も認められない。